

ベトナムへの農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート

2024年3月
ベトナム輸出支援プラットフォーム

目次

1. 市場概況*1	3
① ビジネス環境	
② 食文化、食習慣	
③ 食料品品目別消費傾向	
④ 食品関連市場規模	
⑤ 中央直轄市のレストラン	
⑥ 日本食レストラン利用と日本食購入の傾向	
2. 輸入動向	10
① 世界全体からの食品輸入動向	
② 日本からの食品輸入	
3. 流通構造	12
① 日本からの食品/食材の流通経路	
② 外食関連のマーケティング、PR	
4. 日本食品の取扱事業者	14
① 輸入・卸売業者	
② 小売業者	
③ 日本食レストラン・レストランチェーン	
5. 法規*1	21
① 輸入関連の法規制	
② 輸入通関手続き	
③ 関税	
④ 販売関連法規	

*1. 本冊子は「ベトナムにおける食品関連市場（市場概況・規制編）」の一部より作成している。より詳しくは同資料を参照

略語表

通関システム・制度	AWB	航空貨物運送状 Airway Bill
	B/L	船荷証券 Bill of Lading
	D/O	荷渡指図書 Delivery Order
	HSコード	統計品目番号 Harmonized Commodity Description and Coding System
	VNACCS	ベトナム国輸出入・港湾システム Vietnam Automated Cargo And Port Consolidated System
	MFN	最恵国待遇 Most Favoured Nation
経済	Co., Ltd	有限責任会社 Company Limited
	JSC	合本会社（日本の株式会社に近い） Joint Stock Company
	CAGR	年平均成長率（一定期間の各年成長率の幾何平均値） Compound Annual Growth Rate
	GDP	国内総生産 Gross Domestic Product
	VAT	付加価値税 Value-added Tax
	OEC	経済複雑性観測（国際貿易に関するデータサイト） Observation of Economic Complexity

ベトナム省庁	GSO	統計総局 General Statistics Office
	MARD	農業農村開発省 Ministry of Agriculture and Rural Development
	MOH	保健省 Ministry of Health
	MOIT	商工省 Ministry of Industry and Trade
経済協力	AJCEP	日・ASEAN経済連携協定 ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
	JVEPA	日越経済連携協定 Japan-Vietnam Economic Partnership Agreement
	CPTPP	環太平洋パートナーシップ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
	ASEAN	東南アジア諸国連合 Association of South East Asian Nations
地名	HN	ハノイ Hanoi
	HCM	ホーチミン市 Ho Chi Minh City
マーケティング用語	IDI	デプスインタビュー In-depth Interview
	F&B	飲食業または食品・飲料 Food and Beverage
	KOL	キーオピニオンリーダー Key Opinion Leader

金額は主にベトナムドン（VND）、米国ドル（USD）で記載したが、日本円に換算している部分もある。
直近のレート（VietcomBank売値）は、2022年11月21日：1円=180VND

【1. 市場概況】ビジネス環境

日越関係は長期にわたって良好であり、地理的優位性や人口の多さに加えて、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響も他国よりは小さく、引き続き日本企業にとって良好なビジネス環境となっている

ベトナムの魅力

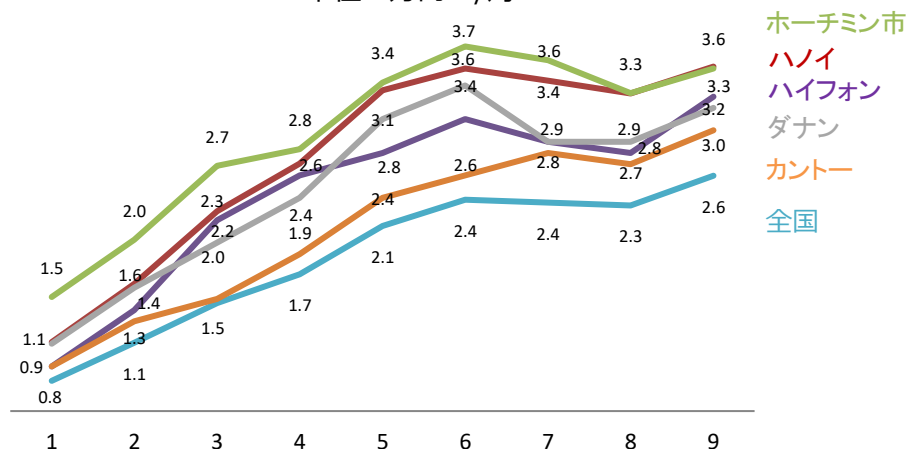
- 民族や社会階層があまり分断されておらず、人口は10,031万人（2023年）の巨大単一市場と捉えることが可能
- 平均年齢は32.8歳（2023年）で、労働力人口の割合が大きい（2023年には15～59歳人口が全体の約62.2%）
- 日越両国政府は相互に互いを戦略的パートナー国として位置付けており、事業環境が良好
- 二国間の距離は約3,800km^{*1}と比較的近く、時差も2時間と比較的短い



経済発展状況

- 過去10年間、GDPは年率6～7%の高水準で成長し、新型コロナウイルス感染拡大の2020年、2021年も同2～3%とプラス成長を維持した。2023年のGDP成長率は2022年と比較して5.05%に達した（2023年のGDP：56.8兆円^{*2}）
- 消費意欲旺盛な子育て世代を中心とした中間層が拡大している。
- ベトナムの1人当たりの所得は特に中央直轄市5都市（ハノイ、ホーチミン市、ハイフォン、ダナン、カントー）で2010年以降2～3倍となり、上位中間層の拡大につながっている。

都市別の平均所得/人/月
単位：万円^{*2}/月



*1. 日本・ベトナム国土中央付近間の距離； *2. 1円 = 180VND、過去の年度についてもこのレートを使用してベトナムドンによる値から換算

出所：距離計測アプリ（[GlobeFeed](#)）、世界銀行、ベトナム統計総局（[GSO](#)）

【1. 市場概況】食文化、食習慣

ベトナム人は、新しい料理、珍しい料理に惹かれやすいが、古からの食文化も残っている。食文化に共通性があるアジア系の飲食店を選ぶ傾向がある

食文化

- 種類、食材は多種多様
- 食事の中心は、肉、魚と野菜の組み合わせ
- 米は欠かせない

自炊

- 食事は「自炊が一番多い」（89%）と回答した割合が、「外食・デリバリー利用」を上回っている。「節約」と「家族団らん」が大きな理由
- 食品購入基準は、100%が「新鮮さ」を選び、「手頃な価格」（88%）、「安全性」（85%）が続く
- 多くの消費者（83%）が、ブランドや販売者について自ら調べ、選択、購入している

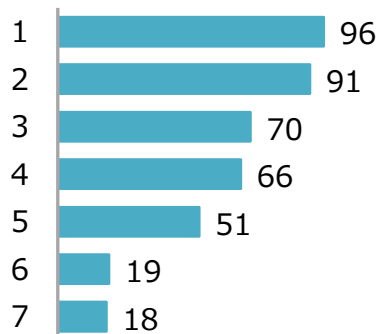
外食、デリバリー

- 大都市では、多忙なライフスタイルにより料理や家事が負担になり、外食・デリバリーの利用につながっている
- 週に1～2回程度、外食・デリバリーを利用する割合が多い（72%）
- 外食・デリバリーの1食1人当たりの出費は5～10万VND（約280～550円）程度が一般的

普段の食事*1としてよく食べる食品

（2022年、単位：%）

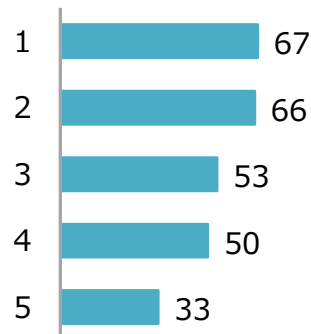
（100%=200人）



自炊理由

（2022年、単位：%）

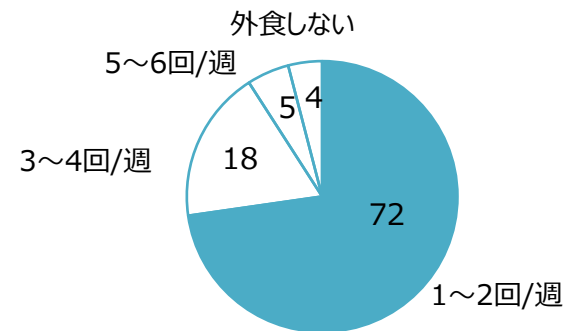
（100%=197*2人）



外食頻度

（2022年、単位：%）

（100%=200人）



*1. 当レポート中では、消費者調査において回答者が各々日々の「主餐」（一日の中でメインと考える食事）とみなしている食事について評価。昼食又は夕食、もしくは両方を「主餐」としている回答者がほとんどだが、朝食も含まれている；*2. 200人の回答者のうち、3人は自炊しない為無回答

【1. 市場概況】食料品品目別消費傾向

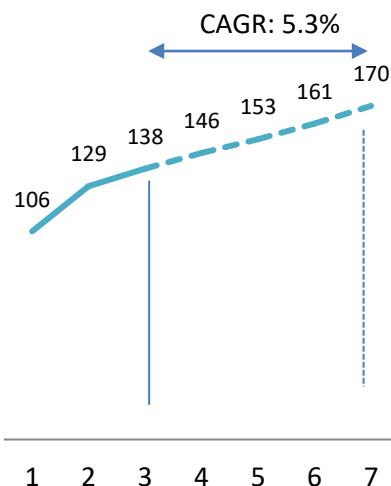
食品市場は経済成長に伴い今後も拡大が予想される。ここ10年で贅沢品や加工食品の消費が広がったが、都市部と地方部の消費傾向の違いに留意する必要がある

全体像

- 1か月1人当たりの食品個人消費は平均約129万VND*1（2020年）
- CAGR5.3%で成長し、2025年に約170万VND*1に達する見込み
- 支出額が多い個別品目は、肉、エビ、魚

食品・食材の個人消費額*2

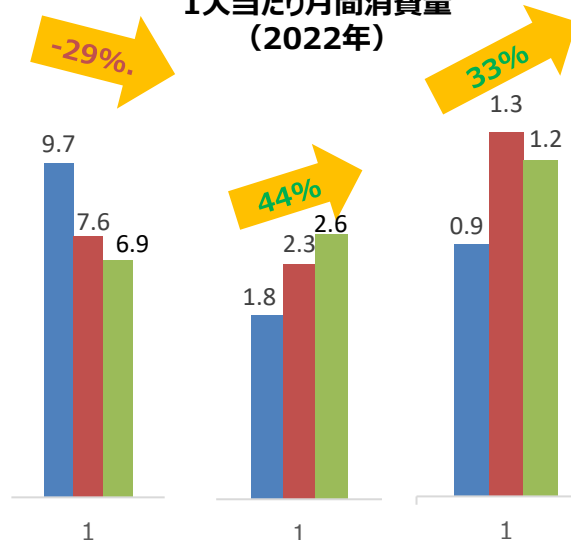
単位：万VND/月



嗜好変化

- 米、穀類、小麦などの消費量が減少
- 肉、魚、健康食品、有機食品、果物の消費量が増加
- 食品購入基準が変化：健康的、鮮度、保存性（缶詰など）を重視

1人当たり月間消費量 (2022年)

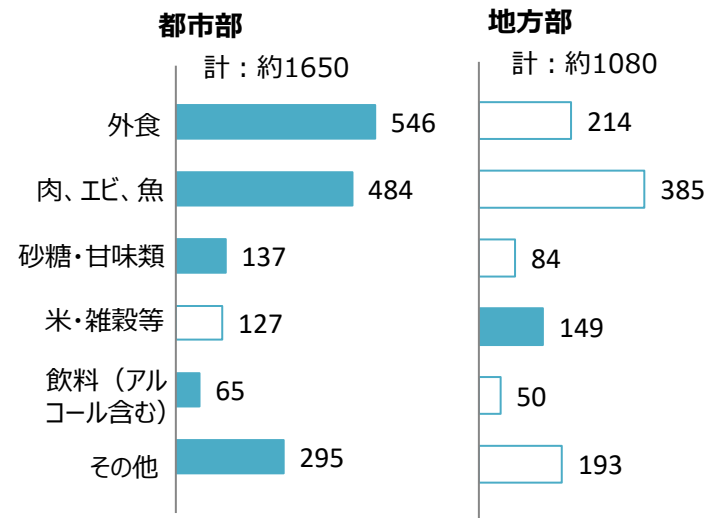


地域差*3

- 都市部では外食が多く、肉、エビ、魚、飲料（アルコール含む）、砂糖・甘味類の消費も多い。より豊かな食生活を求める傾向が読み取れる
- 地方部では、米・雑穀等の消費量が多い

食品・食材の個人消費額（2020年）

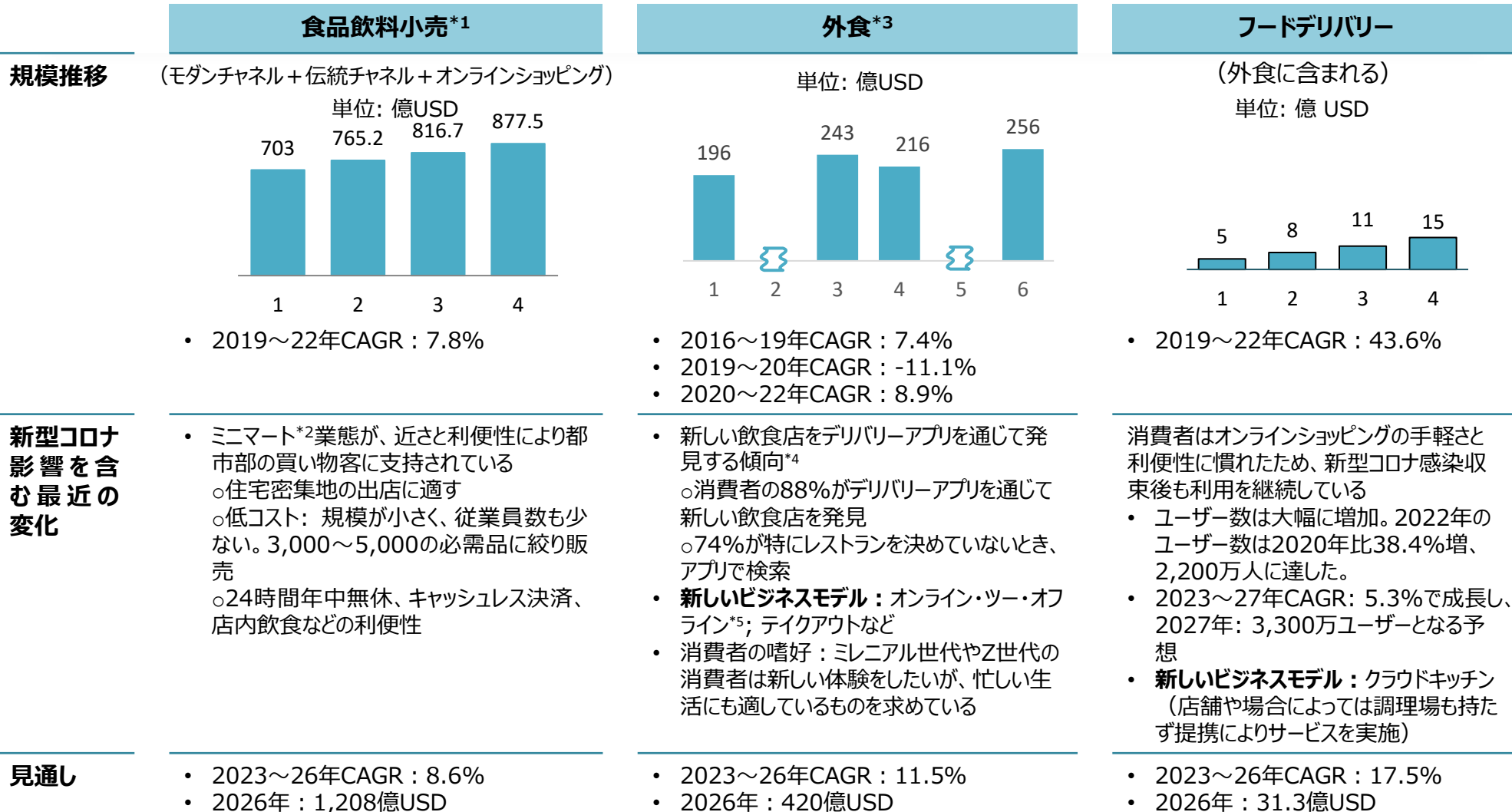
単位：千VND/月*1



*1. 2017年の価格水準を基準として物価上昇分を補正した実質値；*2. 2018、2020年データはGSO、2021から2025年の値はStatistaによる；*3. ベトナム政府分類による。但し、都市部と地方部の地域区分は都市行政区分とは異なった区分になっている。例えば、HCMC、HNの中にも地方部があり、発展の遅れた省の中にも都市部があるなど、同一行政区分内に都市部と地方部が混在している
出所：ベトナム統計総局（GSO）、[Statista](https://www.statista.com/)（ドイツの消費者データ会社）

【1. 市場概況】食品関連市場規模

新型コロナの時期に外食サービスが苦戦したが、2022年まで全体的に各分野が拡大している。今後は、3分野とも市場拡大の見通し



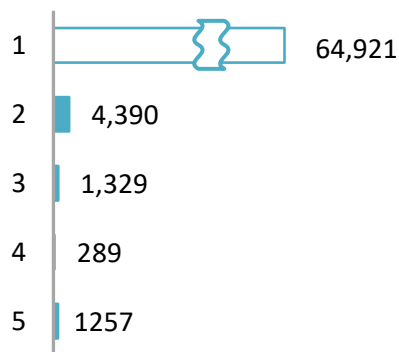
*1. 参照レポートのレート: 1USD = 24,089VND; *2. 面積は約100m² (ミニマート、コンビニ); *3. バー、カフェ、屋台等を含む。宿泊内含まず; *4. Grabのレポートより; *5. オンラインとオフラインを合わせ持つ小売業

【1. 市場概況】中央直轄市のレストラン

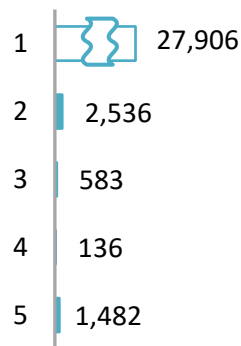
日本食レストラン数は、ホーチミン市がハノイの約2倍。新型コロナ感染拡大によりデリバリーサービスが成長

飲食店数*1 (2023年11月)

ホーチミン市 (合計69,100店)



ハノイ (合計31,038店)

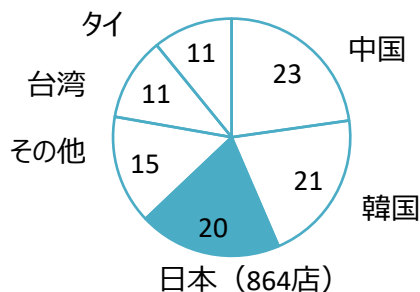


全体状況

- 2020年から21年に新型コロナ感染拡大のため多くの店舗が閉店 (以下日本食レストランの例)
 - ✓ [Tokyo Deli](#)*3 : ハノイ5店舗のうち2店舗閉鎖
 - ✓ [Daruma](#)*4 : 半数にあたる3店舗を閉鎖
- フードデリバリーサービスが急成長
 - ✓ 外食チェーン大手GoldenGate各店がオンラインデリバリーを開始
 - [Kichi Kichi](#) (鍋) 、[Gogi](#) (BBQ)
 - [Hutong](#) (鍋) 、[ManWah](#) (鍋) 等
 - ✓ オンラインデリバリーの利用頻度が週1回以上の割合はホーチミン市43%、ハノイ34%
 - ✓ デリバリープラットフォームシェア (2022年) :
 - [GrabFood](#) 45%
 - [ShopeeFood](#) 41%
 - [Baemin](#) 12%
 - [GoJek](#): 2%

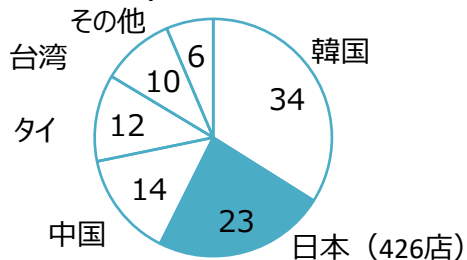
アジア料理*2の内訳

(合計 : 4,390店、単位 : %)



アジア料理の内訳

(合計 : 2,536店、単位 : %)



*1. Foodyの分類、掲載数に基づいて2023年10月に最終更新。ひとつの店舗が複数の分類に入る場合があるため各項目の和と合計は一致しない; *2. ベトナム料理は除外 (以下同様); *3. 日本食レストランチェーン; *4. 日本食レストラン

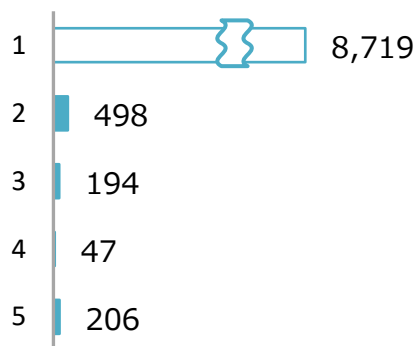
出所: BC分析、[Foody](#) (ベトナム最大手のグルメサイト) 、[Kantar](#) (市場調査会社)

【1. 市場概況】中央直轄市のレストラン

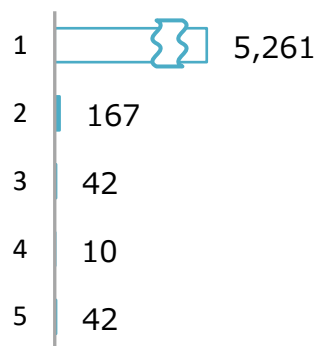
観光業が盛んなことから、ダナンのレストラン数はホーチミン市、ハノイに次いで多い。日本食レストランも増えてきた

飲食店数*1 (2023年11月)

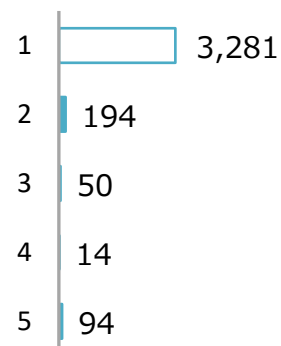
ダナン (合計9,238店)



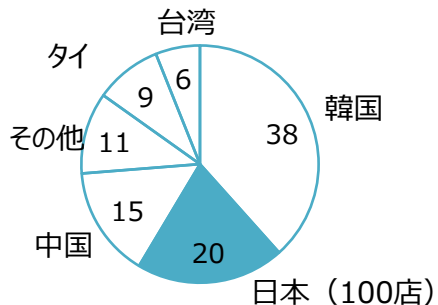
カントー (合計5,422店)



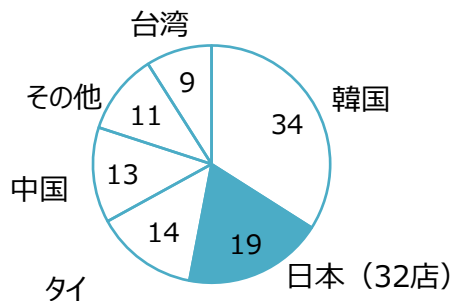
ハイフォン (合計3,608店)



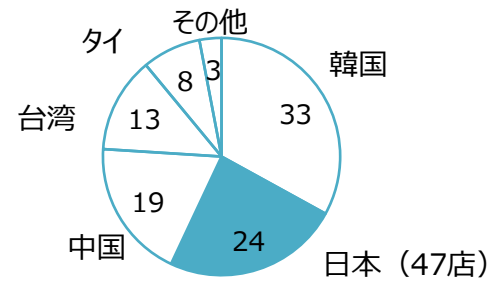
アジア料理の内訳
(合計：498店、単位：%)



アジア料理の内訳
(合計：167店、単位：%)



アジア料理の内訳
(合計：194店、単位：%)



*1. Foodyの分類、掲載数に基づいて2023年10月に最終更新。ひとつの店舗が複数の分類に入る場合があるため各項目の和と合計は一致しない
出所：BC分析、Foody (ベトナム最大手のグルメサイト)、Kantar (市場調査会社)

【1. 市場概況】日本食レストラン利用と日本食購入の傾向

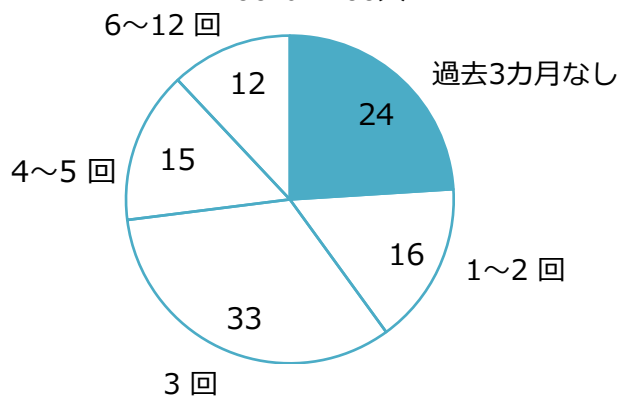
ベトナム人の多くは頻繁に日本食レストランを利用している。最も多く購入する日本食品は「水産品」

日本食レストラン利用

- 過去3カ月に1回以上、日本食レストランで食事をした回答者は76%に上る
- 利用頻度が高いレストランは「Tokyo Deli」、
「iSushi (Golden Gate社)」、
「Hokkaido Sachi」
- 1食当たり、約70万～90万VND (約3,890～5,000円) を消費
- 日本食レストランはベトナム人が好むレストランとして、ベトナム料理店に次いで2位

3カ月間の日本食レストラン利用回数
(2022年)

100% = 200人

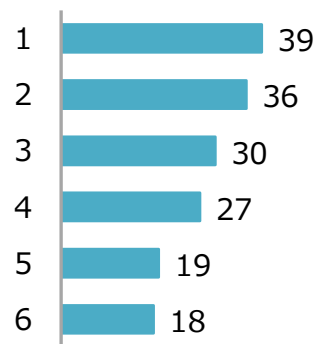


日本食品の購入

- 最も多く購入した食品は「水産品」(37%)、次いで「菓子」(28%)
- 日本食や日本食材を購入した店舗は「Aeon Mall」が最多
- 1回の買物で20～40万VND (約1,110～2,220円) を購入
- 日本食を購入する理由は、「おいしい、食べやすい」(39%)のほか、「新鮮、オーガニック」(36%)や「衛生的、安全、清潔」(30%)

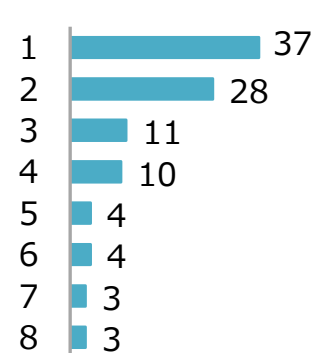
日本食品を購入する理由
(2022年)

100% = 158人



半年間で最も多く購入した日本食品
(2022年)

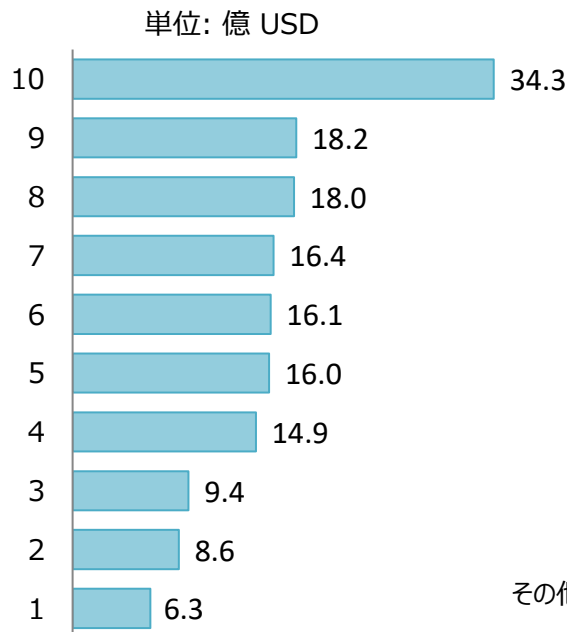
100% = 158人



【2. 輸入動向】世界全体からの食品輸入動向

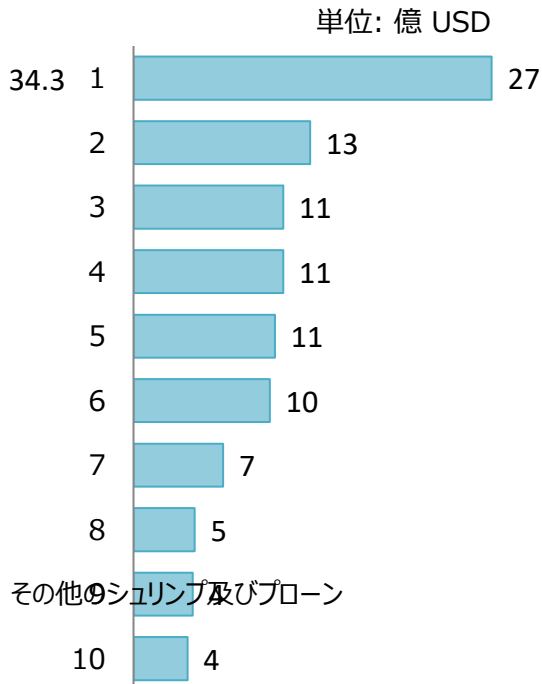
輸入元国上位は、中国、アルゼンチン、アメリカ。品目別では、ナッツや穀物が多い

食品・食材 *1 輸入上位10カ国 (2022年)



- 2022年、中国が1位で、オーストラリア、アメリカがこれに続く
- 日本の順位は2020年の15位から2022年には14位に上昇 (4.3億ドル)

上位10品目*2 (2022年)



- ナッツや果物、砂糖、魚介などベトナムでの生産量が多い品目についても、輸入額が大きい

2022年に輸入が増加した食品の例

単位: 億 USD

品目	2020	2022
魚介	18	27.2 (51%増)
乳製品	10	12.5 (25%増)
野菜	13	20.8 (60%増)
菓子・シリアル	4	5.9 (48%増)

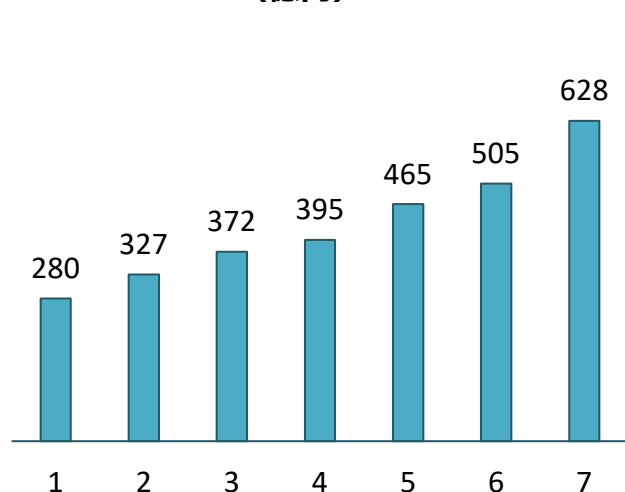
- 2022年の食品輸入は約238億ドル。新型コロナウイルス感染拡大前の2019年 (211億ドル) に比べ増加
- しかし、2023年には世界的な景気悪化による輸入需要減少により、2022年を下回ると予想されている

*1. HSコード上2桁02-04、07-12、16-22で分類された輸入品; *2. 左記*1についてHSコード上位4桁で分類; *3. 播種用以外; *4. 小麦及びメスリン; *5. 加工品を含む; *6. 骨付きを除く
出所: [OECD](#) (経済複雑性観測)、ベトナム統計総局 (GSO)

【2. 輸入動向】日本からの食品輸入

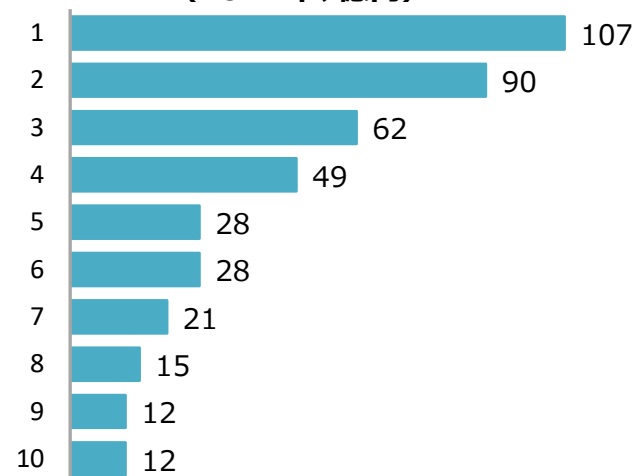
日本食品の輸入は着実に伸びている。乳児用食品が最も多く、成功例と考えられる。他の品目は浮き沈みが激しかった

日本からの食品*¹ 輸入額
(億円)



- 日本からの食品輸入額は新型コロナ感染拡大中でも継続的に増加（2016～22年CAGR：14.4%）

日本からの食品輸入品目*²
(2022年、億円)

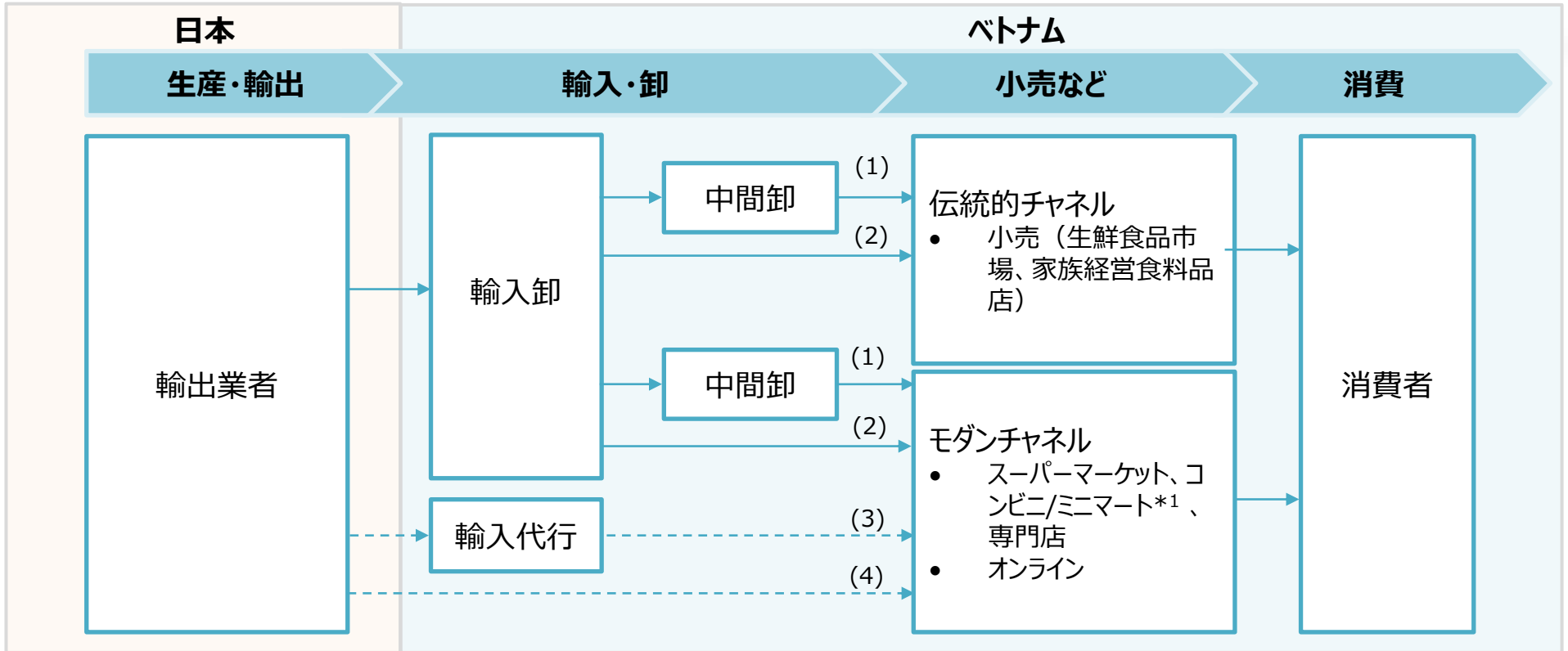


- 乳児用食品（107億円）は依然として日本からの輸入が最も多く、次いで調整食料品、冷凍サバと続く
 - 調整食料品（3位→2位、18.7%増、2020年：75.8億円）
 - 冷凍サバ（2位→3位、19%減、2020年：76.5億円）
- 2020年と比べ、2022年には以下の品目が減少した
 - 冷凍ビンナガマグロ（6位→9位、73.3%減、2020年：45億円）
 - 調味料、ソース（8位→10位、17.8%減、2020年：14.6億円）
- ノンアルコール飲料、冷凍サケは増加した
 - ノンアルコール飲料（7位→4位、227%増、2020年：15億円）
 - 冷凍サケ（6位→5位、25.6%増、2020年：22.3億円）
- 冷凍イワシ（2020年：9位、9.1億円）と小麦粉（2020年：10位、7.2億円）は上位10品目から外れ、朝食用穀物調整品とイソグルコースシロップに置き換わった。

*1. HSコード上2桁02-04、07-12、16-22で分類された輸入品；*2. 左記*1についてHSコード上位6桁で分類；*3. HSコード：210690 調整食料品（その他のもの）；*4. ナット又は野菜のジュースを除く；*5. ハイドロフルオロカーボン（HFCS）、トウモロコシのデンプンから作られる甘味料；*6. カカオを含む

【3. 流通構造】日本からの食品/食材の流通経路

輸入品の流通経路は種類によって異なるが、基本パターンを示す。下記図の（1）と（2）が多い



- 日本産食品はブランドや商品の種類が多く、個々の販売量が少量であるため、小規模/多数の輸入業者が介在。中間卸や小売にとっては、日本の事業者と直接取引するよりも、このような輸入業者と取引する方が物流コストを抑えられることが多い
- 大手小売では、直接輸入や物流センターなど物流網の構築が見られる
- 外食では、食材は必要な量に応じて輸入卸と中間卸の両方から購入するのが一般的

*1. 小規模なスーパーマーケット。品揃えが豊富
出所: 企業関係者IDI・B&Company分析 (2022年10月)

【3. 流通構造】外食関連のマーケティング、PR

ベトナムでは、オンラインとオフラインのマーケティング・PR活動が行われているが、デジタル化の流れにより、オンラインプラットフォームの利用が一般的になりつつある。消費者が商品やその使用方法に関する第三者の評価に関心を持っているため、インフルエンサーマーケティングが発展し、不可欠な存在になったと考えられる。

オフライン*1			オンライン		
キャンペーン	ブランド広告	屋外広告	SNS公式ページ	KOL/ インフルエンサー	Webサイト/ブログ /メール広告
<ul style="list-style-type: none"> Daruma : 春のキャンペーン : 60万VND以上の利用で10万VND値引 	<ul style="list-style-type: none"> Sushi Tei : あらゆる場所に自社のロゴを表示 	<ul style="list-style-type: none"> Tokyo Deli : 開店キャンペーン15%割引を屋外バナーで宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> Tokyo Deli: オンラインクイズ。新商品の名を当てると割引券プレゼント 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい形態 : Tiktokでのマイクロインフルエンサーのショートレビュー Ushimania : Hai Dang氏 (マイクロインフルエンサー、フォロワー190万人) がPR 	<ul style="list-style-type: none"> iSushi : レビューサイトJamjaで記事掲載  <p><small>* Giá mở cửa: 10.30 - 22.00 * Giá khoảng: 200.000đ - 500.000đ</small></p> <p><small>iSushi là tên chuỗi nhà hàng buffet nổi tiếng thuộc tập đoàn Golden Gate như một điểm nhấn nổi bật của xứ Phù Tang giữa thành phố. Tại đây bạn sẽ được thưởng thức vô vàn món ăn ngon mức tiếng cùng sự đã mắt khi chiêm ngưỡng "vẻ đẹp" của các món ăn Nhật được các đầu bếp công trình trù.</small></p>

効果的な広告の共通点

- 媒体 : 広く利用され、実用的で、シンプルなものオンライン、オフライン組み合わせて使用 (上記6媒体等)
- 外観 : 見やすく、魅力的
- 内容 : クリエイティブで斬新な内容、レストランや料理の特徴に合わせたディテール重視の内容、最新の情報
- 消費者行動*2 : 広告を信頼する消費者が33%なのに対し、90%の消費者がインフルエンサー (マイクロインフルエンサーまたはKOC (=キー・オピニオン・コンシューマー) のおすすめを信頼する

*1. テレビコマーシャルはベトナムでは他のチャネルと比べあまり一般的ではなく機能性食品・健康食品などの限られた分野で利用 (例: ツバメの巣、蜂蜜、高麗人参製品など) ; *2. 7Satの「2020年ベトナムにおけるインフルエンサーマーケティングの現状」レポートより

【4.日本食品の取扱事業者】輸入・卸売業者①

主要な輸入・卸売業者を以下に挙げる。大手輸入・卸売業者の多くは小売も行っている

No	会社名	設立年	本社所在地	国*1	特徴	主要取扱品目（日本食品）						
						米	生鮮・冷凍品	缶詰	菓子	インスタント	香辛料	飲料
1	Phan Thanh Akuruhi Co., Ltd.	1998	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 日本食品販売業者の最大手 幅広い品揃え 海外支店あり（カンボジア） 	○	○	○	○	○	○	○
2	Sim Ba Trading JSC	2004	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い品揃え 自社物流システムを構築（冷蔵、冷凍倉庫、輸送手段を保有） 	○	○	○	○	○	○	○
3	Gourmet Distribution Co., Ltd.*2	2011	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 国内流通に特化 高品質、高価格品に特化 各国名産品を取り扱う 	○	○	○	○	○	○	○
4	Aeon Vietnam Co., Ltd.	2011	HCM	日本	<ul style="list-style-type: none"> 自社日本ブランド 多様な小売業態の展開 オンライン販売 	○	○	○	○	○	○	○
5	Vietnam Yamato Import Export Services Trading Co., Ltd.	2013	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い品揃え オンライン販売 	○	○	○	○	○	○	○

*1. 親会社が日本企業の場合、日本と記載。それ以外は出資者の国籍等実情に応じて判断； *2. 直接輸入はしておらず、流通・卸のみ
出所：B&Companyデスク調査（2022年10月）

【4.日本食品の取扱事業者】輸入・卸売業者②

No	会社名	設立年	本社所在地	国	特徴	主要取扱品目（日本食品）						
						米	生鮮・冷凍品	缶詰	菓子	インスタント	香辛料	飲料
6	Nakayama Foods Co., Ltd.	2014	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 鮮魚、冷凍魚を多様な加工で提供 農場、加工工場を保有 		○				○	○
7	Tinh Hoa Toan Cau Food JSC	2015	HCM	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 世界（日本、アメリカ、フランス、豪州、スペイン）の名産品、酒類に特化 							○
8	Shokuren Vietnam Manufacturing Trading Service Co., Ltd.	2018	HCM	日本 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵コンテナ^{*2}で日本米を輸入 受注精米（工場で加工、洗米） 日本米ソムリエ^{*3}が在籍 	○					○	○
9	HSC39 Trading & Import Export JSC	2017	HN	日本	<ul style="list-style-type: none"> 日本に設立した商社子会社が日本からの輸出を実施 HSCグループ^{*4}のベトナム法人。日本から輸入 				○	○	○	○
10	Ribeto Group JSC	2020	HN	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 神戸物産「業務スーパー」の独占販売代理店 小売チェーン「Gyomu」 	○	○	○	○	○	○	○

*1. ショクレン北海道の出資によるベトナム現地法人；*2. 15℃以下；*3. 米の味、品質を鑑定する専門家；*4. 在日ベトナム人グループが設立・運営している日本法人商社
出所：B&Company分析（2022年10月）

【4.日本食品の取扱事業者】小売業者①

菓子やインスタント食品などの包装食品が一般消費者向けの価格で販売されている

No	会社名	設立年	本社所在地	国*	業態	店舗数	主要な取扱日本食品・食材						
							米	生鮮・冷凍品	缶詰	菓子	インスタント	香辛料	飲料
1	Hachi Hachi (Viet Ha Chi Co., Ltd.)	2005	HCM	ベトナム	雑貨店	6				○	○	○	○
2	FamilyMart (Viet Nam Family CVS Co., Ltd.)	2013	HCM	日本	コンビニ ホームセンター	266				○	○	○	○
3	Kohnan (Kohnan Vietnam Co., Ltd.)	2016	HCM	日本	ホームセンター	7				○			○
4	Ministop (Ministop Vietnam Co., Ltd.)	2015	HCM	日本	コンビニ	135				○	○	○	○
5	Konni39 (HSC39 Trading & Import Export JSC)	2017	HN	日本	雑貨店	140	○			○	○	○	○

*. 親会社が日本企業の場合、日本と記載。それ以外は出資者の国籍等実情に応じて判断

出所：企業関係者にIDI・B&Company分析（2022年10月）

【4.日本食品の取扱事業者】小売業者②

No	会社名	設立年	本社所在地	国	業態	店舗数	主要な取扱日本食品・食材						
							米	生鮮・冷凍品	缶詰	菓子	インスタント	香辛料	飲料
6	Sakuko (Sakuko Vietnam Retail Co., Ltd.)	2011	HN	日本	ミニマート*1	34			○	○	○	○	○
7	Sakura (Thinh Long Group JSC)	2014	HN	ベトナム	ミニマート	5				○	○	○	○
8	Aeon MaxValu (Aeon Vietnam Co., Ltd)	2020	HCM*2	日本	スーパー	13	○	○	○	○	○	○	○
9	Fuji Mart (Fujimart Vietnam Retail Co., Ltd.)	2018	HN	日本・ベトナム*3	スーパー	3	○	○	○	○	○	○	○
10	Ribeto Gyomu Japan (Ribeto Group JSC)	2020	HN	ベトナム	スーパー	2	○	○	○	○	○	○	○

*1. 小型のスーパーマーケット。品揃えが豊富； *2. イオンベトナム本社はホーチミン市にあるが、スーパーマーケットチェーン「MaxValu」は現在ハノイとフンイエンにしかない；*3. BRGグループ（ベトナム）と住友商事（日本）の共同出資

出所：B&Companyデスク調査、企業関係者に対するインタビュー調査（2022年10月）

【4.日本食品の取扱事業者】 日本食レストラン^{*1}①

日本食レストランは日本から食材を直接輸入するか、ベトナム国内の卸・小売業者から購入している。
水産品と調味料の購入が多い

No	店名	本社所在地	国*2	主要メニュー	商品価格帯 (千VND) ^{*3}	利用日本食材	特色
1	Japanit Matcha & Coffee House	HCM	ベトナム	飲料 (抹茶)	12 ~ 608 (約67~3,378円)	• 日本産の緑茶葉をベトナムの代理店を通じて取り寄せ	• 抹茶を中心とした和のドリンクを提供 • デリバリー対応
2	Sushi Rei	HCM	ベトナム	寿司、刺身	18 ~ 3,500 (約100~19,444円)	• 寿司職人が築地魚河岸で直接買い付けた厳選食材・魚介類	• ミシュラン1つ星。夕食のみ営業 • 季節限定メニューあり • 日本人建築家による設計 • カウンター8席、個室2~6名
3	Danbo Ramen	HCM	ベトナム	ラーメン	50 ~ 150 (約280~830円)	• ベトナムの卸売業者より仕入	• ホーチミン市の日本人街に位置 • 和の空間デザイン
4	Sushi & BBQ Miya	HCM	ベトナム	刺身、うどん	25 ~ 165 (約140~920円)	• 日本から輸入した新鮮な魚介類など	• ホーチミン市中心部 • 個室あり • デリバリー対応
5	Sushi Masa	HCM	ベトナム	刺身、生わさび	12 ~ 858 (約70~4,770円)	• 長野県産の根ワサビをすりおろした生わさび • 築地魚河岸から毎日空輸される水産物	• ホーチミン市中心部 • 会員制度 • ベトナムで唯一、高級生わさびを無料で提供 • デリバリー対応

*1. 多様な異なるタイプのレストランを選択しリストアップ; *2. 企業グループ/レストランチェーンに属する場合はグループ本社国籍、それ以外は所有者の国籍等実情に応じて判断を記載; *3. 最安値と最高値

出所: Foody (ベトナム最大手のグルメサイト)、B&Companyデスク調査 (2022年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】 日本食レストラン②

日本食レストランは日本から食材を直接輸入するか、ベトナム国内の卸・小売業者から購入している。
水産品と調味料の購入が多い

No	店名	本社所在地	国	主要メニュー	商品価格帯 (千VND)	利用日本食材	特色
6	Nikutaro BBQ	HCM	日本	和牛	300 ~ 1,000 (約1,670~5,560円)	<ul style="list-style-type: none"> すべての料理は日本の伝統的調味料・味付 	<ul style="list-style-type: none"> 焼肉専門店「三百屋」 日本産炭を使用 日本語対応可能
7	Kasen	HCM	ベトナム	おまかせ	50 ~ 2,300 (約280~12,780円)	<ul style="list-style-type: none"> 日本から直輸入の水産物（海藻類含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ホーチミン市で数少ない「おまかせ」レストラン 季節限定メニューあり デリバリー対応
8	Tonchan Ramen	HN	ベトナム	ラーメン (ビュッフェあり)	80 ~ 400 (約450~2,220円)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムの卸売業者から仕入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ハノイの中心部 和の空間デザイン デリバリー対応
9	Aozora	HN	ベトナム	寿司、刺身	159 ~ 319 (約880~1,770円)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムの大手流通卸業者から日本の一般的な食材を購入 	<ul style="list-style-type: none"> 事前予約割引 デリバリー対応
10	Tayama	HN	ベトナム	天ぷら、刺身、巻き物	25 ~ 980 (約140~5,450円)	<ul style="list-style-type: none"> 日本産の新鮮な食材（牡蠣、高級魚）と日本産調味料 主に水産物を輸入 生鮮食品はShinaji社から、乾物はSim Ba社から購入 	<ul style="list-style-type: none"> ハノイの日本人街 事前予約割引

【4.日本食品の取扱事業者】レストランチェーン

先駆的な外食チェーンの中には、ベトナムに自社農場や工場を所有し、食材を自社生産・製造するところがある

No	店舗名	企業名	国*1	主要メニュー	商品単価 (千VND) *2	利用日本食材	特色
1	Pizza 4P's *3	Pizza 4ps Corporation	日本	ピザ	18 ~ 700 (約100~3,889円)	<ul style="list-style-type: none"> 日本酒「仁井田本家」 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム現地にてチーズ工場、野菜農場、カニ養殖場を経営
2	Tokyo Deli	Tan Viet Nhat Food Company Limited	ベトナム	寿司	21 ~ 1,470 (約117~8,167円)	<ul style="list-style-type: none"> 一部日本産食材を日本から仕入 	<ul style="list-style-type: none"> 会員制度 デリバリー対応
3	Sushi Hokkaido Sachi	Takahiro Corporation	ベトナム	刺身	19 ~ 1,385 (約105~7,694円)	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の一部は搬入後、生簀で飼育、新鮮な状態で提供 ウコと米は北海道から輸入。日本産大豆100%の豆腐 	<ul style="list-style-type: none"> 会員制度 ダラットの自社農場「Sushi Hokkaido Sachi Farm」で野菜を生産
4	Sushi Tei	Nova F&B Joint Stock Company	日本	寿司、刺身	20 ~ 2280 (約111~12,667円)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムの業者を通じて日本から輸入した水産物、調味料、日本酒 サーモンは毎日入荷。その他旬の魚を仕入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ホーチミン市中心部 季節限定メニューあり 席多数、個室あり
5	iSushi	Golden Gate Commercial Service Joint Stock Company	ベトナム	寿司、刺身 (ビュッフェ中心)	19 ~ 649 (約105~3,606円)	<ul style="list-style-type: none"> 日本から刺身を毎日直輸入 	<ul style="list-style-type: none"> 30種類以上のサーモン料理 グループ割引

*1. 企業グループ/チェーンに属する場合はグループ本国籍、それ以外は所有者の国籍を記載; *2. 最安値と最高値; *3. 洋食であるが、日本人創業のピザ店である為特に記載

出所: Foody (ベトナム最大手のグルメサイト)、B&Companyデスク調査 (2022年10月)

【5. 法規】輸入関連の法規制 (1)

まず、ベトナムへ輸出したい食品が「専門検査の対象品」、「輸入許可が必要な物品」に該当するかの確認が必要。多くの食品が専門検査の対象品となっており、該当する場合、専門検査の手続きを進めなければならない

■ 輸入品の分類および関連する輸入手続き

内容		参照関連法規*1										
品目	説明											
禁制品	<ul style="list-style-type: none"> 概要: ベトナムで輸入が禁止されている物品 (食品については該当物品なし) 	<ul style="list-style-type: none"> Appendix I, Decree 69/2018/ND-CP 										
専門検査の対象品	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 販売目的での食品の場合、基本的に専門検査の対象品となる。専門検査は以下の2種類があり、品目を分け各関連当局が検査責任者となっている a. 食品衛生・安全検査 (管轄: 保健省、商工省、農業農村開発省。以下、対象となる食品の例となる) <table border="1" data-bbox="273 629 1736 839"> <tr> <td>保健省 (MOH)</td> <td>栄養補助食品</td> </tr> <tr> <td>商工省 (MOIT)</td> <td>酒、ビール、ワイン、リンゴジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等</td> </tr> <tr> <td>農業農村開発省 (MARD)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(鶏肉、豚肉等)等、多数が該当 </td> </tr> </table> b. 植物・動物検疫 (管轄: 農業農村開発省。以下、対象となる食品の例となる) <table border="1" data-bbox="273 886 1736 1043"> <tr> <td>植物検疫*2</td> <td>未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品</td> </tr> <tr> <td>動物検疫</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等も対象となる) </td> </tr> </table> <p>・ 手続き: 関連当局発行の物品リストを参照し、当該物品の対象検査が1種類のみか、複数の検査が必要か確認し、検査申請を行う</p>	保健省 (MOH)	栄養補助食品	商工省 (MOIT)	酒、ビール、ワイン、リンゴジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等	農業農村開発省 (MARD)	<ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(鶏肉、豚肉等)等、多数が該当 	植物検疫*2	未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品	動物検疫	<ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等も対象となる) 	法規・規定: <ul style="list-style-type: none"> Decree 69/2018/ND-CP 物品リスト: <ul style="list-style-type: none"> 保健省: Circular 28/2021/TT-BYT 商工省: Decision 1182/2021/QD-BCT 農業農村開発省: Circular 11/2021/TT-BNNPTNTDecision
保健省 (MOH)	栄養補助食品											
商工省 (MOIT)	酒、ビール、ワイン、リンゴジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等											
農業農村開発省 (MARD)	<ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(鶏肉、豚肉等)等、多数が該当 											
植物検疫*2	未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品											
動物検疫	<ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等も対象となる) 											
輸入許可が必要な物品	対象となる食品が比較的少ないため、本資料では省略 (例: Circular 11/2021/TT-BNNPTNTセクション6のリストに記載されていない食用の活水産動物 ※本リストは多数の水産動物が含まれている)											

補足説明: 日本側での加工/製造施設の事前登録について

加えて、以下の物品については、輸出者が日本側で加工/製造施設の事前登録を済ませなければならない点に留意

- 水産物(加工品含む、活水産動物除く): 最終加工施設を事前に登録しなければならない (施設所在の都道府県の管轄部局に対して申請可能)
- 食肉(鳥肉・牛肉・豚肉): 製造施設について「ベトナム向け輸出食肉取扱施設」として事前に認定されていなければならない (同上)

*1 .各関連当局が発行している物品リストにより当該品目が対象となっているか確認が可能; *2.植物検疫に関して病害虫リスク分析に関する検疫条件がベトナム側で規定されていないため、果物・野菜の大多数が日本から輸出できない点に留意

【5. 法規】輸入関連の法規制 (2)

当該物品の輸入・流通に際して、ベトナムの各種法規・規定に適合(準拠)しなければならず、以下のような成分、包装・容器、商品ラベル等に関する法規・規定に適合(準拠)していることを確認する必要がある

■ 事前準備: 関連法規への適合(準拠)の確認

項目	概要	参照関連法規	
成分関連	残留農薬	使用される農薬についてポジティブリスト制が採用され、農薬および食品の種類ごとにADI値(日常許容摂取値)およびMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない農薬の残留は認められていない	Circular 50/2016/TT-BYT on the maximum allowable amount of pesticides in food
	動物用医薬品	動物用医薬品の残留についてMRL値の規制が定められている ※法令に記載されていない動物用医薬品の残留は認められていない	Circular 24/2013/TT-BYT on Maximum Allowable Veterinary Drugs in Food
	重金属	6種類(ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、メチル水銀、スズ)について、食品の種類ごとにMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない重金属の含有は認められていない	QCVN 8-2:2011/BYT on the maximum residue levels for heavy metals in food
	食品添加物	使用可能な食品添加物リストおよび使用対象食品ごとにおけるその最大許容値(ML値)が定められている ※ポジティブリスト形式で規定されており同リストに記載のない食品添加物の使用・販売・輸出入は認められていない	Circular 24/2019/TT-BYT Circular 17/2023/TT-BYT
	その他	<ul style="list-style-type: none"> - 有毒菌類: 国家規格QCVN8-1:2011/BYTにおいて食品中にある有毒菌類の最大残留基準値が定められている - 微生物: 国家規格QCVN8-3:2012/BYTにおいて食品中にある微生物の最大残留基準値が定められている - 食品の製造助剤: 保健省決定46/2007/QD-BYTの第7章において食品中に含まれる生物的・化学的汚染の最大許容量、国家規格QCVN18-1:2015/BYTにおいて溶媒である製造助剤許容値が定められている 	
包装・容器	輸出食品の包装および容器は規定された国家技術規格の品質基準に合致することが求められる ※合成樹脂、ゴム、金属それぞれの材料により安全衛生の国家技術規格が異なるため注意する必要がある また、販売開始前に必要となる製品自己公表の書類に包装・容器の仕様について記載しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • Food Safety Law • Circular 34/2011/TT-BYT • Circular 35/2015/TT-BYT 	
商品ラベル*1	食品の種類ごとに、商品名、商品に責任を持つ組織あるいは個人の名称と住所、原産地、数量(内容量)、製造年月日、消費期限、構成成分または成分量、衛生安全性に関する情報・警告、使用方法といった表示義務項目が定められている ※ラベルには、ベトナム語による表記が義務付けられている	<ul style="list-style-type: none"> • Decree 43/2017/ND-CP • Decree 15/2018/ND-CP 	

*1.本頁ではベトナムで販売する前に要求される商品ラベルの規定について説明している。そのため、輸入後に本規定に準拠したラベルを準備し貼付してもよい。ただし、「ベトナムに輸入される商品の元ラベルには、通関手続きを行う際に外国語あるいはベトナム語で、商品名、原産地、商品の責任を負う組織または個人の名称が記載されていなければならない」(Decree 111/2021/ND-CP)と規定されていることに留意
出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

【5. 法規】輸入関連の法規制 (3)

専門検査の対象品は、申請を行い、管轄当局による検査を受けなければならない
検査を経て発行される専門検査証明書は、輸入通関時に要求される必要書類の一つとなっている

■ 専門検査の手続き

	a. 食品衛生・安全検査 (保健省・商工省・農業農村開発省の管轄)	b. 植物・動物検査 (農業農村開発省の管轄)	
		植物検査	動物検査
1 申請	申請方法	必要書類を植物保護局傘下の植物検査管轄当局 (農業農村開発省が9機関を指定している)に対して直接・郵便で提出あるいはNSWを通じて提出	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類を動物衛生局に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出 同局は申請を処理、申請者および国境の動物検査機関に対し、電子メールあるいはNSWを通じて検査の承認・指示書を提供 申請者は検査の承認・指示書を受け取った後、物品が出入国地点に到着する前に、検査申告のための書類を国境の動物検査機関に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出
	必要書類	通常検査および厳重検査の場合: <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生・安全検査申請書 製品自己公表申請書 パッキングリストのコピー 輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 (陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要 ※ただし、加工あるいは包装済み製品を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国の植物検査管轄機関発行の植物検査証明書 輸入植物の植物検査許可証*2 (Circular 30/2014/TT-BNNPTNTの2条に規定されているリストに該当する場合に必要) ※植物検査および食品衛生・安全検査の両方が必要とされる食品の場合、食品衛生・安全検査の必要書類を同封しなければならない
2 検査実施	検査概要	検査管轄機関: 植物保護局 予備検査(貨物の外観・梱包チェック等)および詳細検査(貨物の中身、サンプル検査等)が実施される	検査管轄機関: 動物衛生局 検査申告書類および貨物実態の検査、サンプル採取して獣医学的衛生条件を検査、輸送・保管手段の獣医学的衛生条件を確認
	検査期間	通常検査/簡略検査の場合: 3営業日以内 厳重検査の場合: 7営業日以内	水生動物/由来品の場合: 3-5日 陸生動物/由来品の場合: 45日以内
3 検査完了	検査が合格の場合、以下名称の専門検査証明書が発行される a. 食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b. 植物・動物検査の場合: 植物検査証明書 あるいは 動物検査証明書		
参照関連法規	Decree 15/2018/ND-CP	Circular 33/2014/TT-BNNPTNT, Circular 34/2018/TT-BNNPTNT, Circular 15/2021/TT-BNNPTNT	Circular 25/2016/TT-BNNPTNT, Circular 35/2018/TT-BNNPTNT, Circular 26/2016/TT-BNNPTNN, Circular 36/2018/TT-BNNPTNT, Circular 06/2022/TT-BNNPTNT, Law on Veterinary medicine 79/2015/QH13

*1. NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる物品かどうかの確認が必要; *2. 多数の物品が該当。病害虫リスク分析手続きをベトナム植物保護局に申請し、許可されれば植物検査許可証が発行される (申請手続きについてはCircular 43/2018/TT-BNNPTNT, Circular 11/2022/TT-BNNPTNT, 病害虫リスク分析の手続きについてはCircular 36/2014/TT-BNNPTNTで規定されている);

*3. 陸生動物/由来品と水生動物/由来品で「申請書・申告書のフォーマットが異なる」(陸上動物・由来製品: Circular 25/2016/TT-BNNPTNT & Circular 35/2018/TT-BNNPTNT; 水生動物・由来製品: Circular 26/2016/TT-BNNPTNN, Circular 36/2018/TT-BNNPTNN & Circular 06/2022/TT-BNNPTNT)

、「輸出検査証明書の提出タイミング(検査申請時あるいは検査申告時)が異なる」等、法規上では多少の違いがある

出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

【5. 法規】輸入通関手続き

物品到着後、輸入者*1は所定の通関手続きを進める




概要	参照関連法規
<p>申請方法:</p> <ul style="list-style-type: none">• VNACCSシステム(ベトナムの通関ITシステム)で電子申請(あるいは税関総局または支店に対して直接申請) <p>通関手続きの所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none">• 書類の受理・登録・確認: 申告者による書類提出から即時• 税関申告書(輸入申告書)が提出された後、必要な検査が決定され、税関が検査を実施する<ul style="list-style-type: none">✓ 書類検査: 必要となる通関書類一式受領後、2営業時間以内✓ 現物検査: 税関当局への物品提出完了後、8営業時間以内 (特別な場合は除く) <p>主な必要書類:</p> <ul style="list-style-type: none">• 税関申告書(輸入申告書)• 関連する証憑書類: 売買契約書、インボイス、船荷証券(B/L)、原産地証明書• 専門検査証明書あるいは輸入許可証 (当該物品が「専門検査の対象品」あるいは「輸入許可が必要な物品」の場合)	<ul style="list-style-type: none">• Custom Law 54/2014/QH13• Decree 08/2015/ND-CP• Circular 38/2015/TT-BTC• Decision 1966/QD-TCHQ
<p>補足説明: 税関申告(輸入申告)について</p> <p>所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none">• 税関申告書は、物品が「国境検問所に到着する以前」あるいは「国境検問所に到着後30日以内」に提出できる• 税関申告書は登録日より15日以内の通関手続きに利用可能 <p>申告後の流れ:</p> <p>税関申告書が提出された後、申告者法令順守履歴等を基にリスクレベルを評価し、システムで自動的に以下の3つに分類される (Circular 38/2015/TT-BTC、Decree 08/2015/ND-CPにて規定)</p> <ul style="list-style-type: none">• 青コード: 現物検査の免除。税金・手数料等の支払いのみのチェックとなる• 黄コード: Circular 38/2015/TT-BTCの16条に規定された書類を含む書類検査が課される。必要書類は荷渡し指図書(D/O)、パッキングリスト、関税価格申告書、インボイス、専門検査証明書/輸入許可証(必要な場合)等となる• 赤コード: 黄コードと同様の書類検査および物品の現物検査が課される	

*1.ベトナムへ物品を輸出する場合、ベトナム側の輸入(・販売)パートナーと組んでいるケースが多く、日越双方で協力・分担して手続きを進めることになる。食品では前述のように専門検査のような各種手続きを進める必要があるため、輸入経験が豊富な事業者と組むと円滑に進みやすい

出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

【5. 法規】関税

輸入品に対して課税され、二国間あるいは多国間協定での優遇税率を適用したい場合は所定の手続きが必要

項目	概要			参照関連法規
税金の支払い	<p>当該物品に課される各種税金およびその税率を確認する必要があり、また輸入税額はCIF価格を元に算出される輸入に課される主な税金は以下の通りとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入関税（二国間あるいは多国間協定で優遇税率が規定されている場合、所定手続きを経て適用可能） ✓ 付加価値税（VAT） 			
代表的な二国間・多国間協定	<ul style="list-style-type: none"> • 日本から輸入する場合、日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)、日越経済連携協定(JVEPA)、環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)等により優遇税率が設定されている場合がある • AJCEP、JVEPA、CPTPPの優遇税率の適用を受けるには、原産地基準を満たすこと等、各協定附属書の条件の確認が必要であり、また段階的な税率移行が設けられている物品もあるため、そのスケジュールも要確認となる 			<ul style="list-style-type: none"> • Decree 120/2022/ND-CP • Decree 124/2022/ND-CP • Decree 115/2022/ND-CP
	<p>日本・ASEAN包括的経済連携協定 AJCEP</p> 	<p>日越経済連携協定 JVEPA</p> 	<p>環太平洋パートナーシップ協定 CPTPP</p> 	
	<ul style="list-style-type: none"> • AJCEP加盟国からベトナムへ直接出荷される物品であること • AJCEPの原産地規則を満たし、Form AJ特定原産地証明書(日本商工会議所発行)、あるいはAJCEPおよび現行の法令に従った原産地証明を取得していること 	<ul style="list-style-type: none"> • 日本からベトナムへ直接出荷される物品であること • JVEPAの原産地規則を満たし、Form JV特定原産地証明書(日本商工会議所発行)、あるいはJVEPAおよび現行の法令に従った原産地証明を取得していること 	<ul style="list-style-type: none"> • 日本（または他の締約国）からベトナムへ発送されるものであること • CPTPP原産地規則を満たし、CPTPP協定に規定されている原産地証明を保有していること 	

【5. 法規】販売関連法規

当該物品の輸入後、販売開始前に実施しなければならない手続きがあり、その1つとして製品自己公表および製品公表登録がある
当該物品が対象品として該当する場合、販売開始前に所定の準備・手続きを終えていなければならない

■ 製品自己公表および製品公表登録の準備

概要	参照関連法規						
<p>ベトナムでの販売のために「製品自己公表」および「製品公表登録」が必要とされる物品が規定されている</p> <p>・製品自己公表: 包装された加工食品の場合、製品自己公表の登録が必要であり、概要は以下となる</p> <table border="1" data-bbox="47 525 1736 861"> <tr> <td data-bbox="47 525 238 646">必要手順</td> <td data-bbox="238 525 1736 646"> マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="47 646 238 736">申請書類</td> <td data-bbox="238 646 1736 736"> <ul style="list-style-type: none"> ・製品自己公表申請書 ・食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="47 736 238 861">注意点</td> <td data-bbox="238 736 1736 861"> <ul style="list-style-type: none"> - 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている </td> </tr> </table> <p>・製品公表登録: 一部の製品(例: 保健用食品、薬用栄養食品、特別な食制度用食品、36カ月齢以下の子供に使用される栄養製品など)については、保健省あるいは省・市の保健局に対して製品公表登録が義務付けられている</p>	必要手順	マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・製品自己公表申請書 ・食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) 	注意点	<ul style="list-style-type: none"> - 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている 	<p>参照関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Law on food safety Decree 69/2018/ND-CP ・ Decree 09/2018/ND-CP ・ Decree 155/2018/ND-CP
必要手順	マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する						
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・製品自己公表申請書 ・食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) 						
注意点	<ul style="list-style-type: none"> - 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている 						
<p>補足説明: 食品安全データシート(食品安全性試験結果書)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある ・ 本シートでは国際規定に基づくリスク管理原則に従って保健省により規定されたどの安全指標に従うか指定する必要がある ※ 保健省の規定がない場合、申告者が適用する基準を明確にする 							

免責事項

- ◆ 本レポートは、日本からベトナムへの輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです。日本政府、ベトナム政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム ベトナム

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）

ホーチミン事務所

電話番号：84-28-3821-9363

E-mail アドレス：VNPF_Japanfood@jetro.go.jp

農林水産省「令和3年度輸出先国・地域における輸出支援体制強化委託事業」「令和4年度輸出重点品目についての輸出先国・地域におけるJETROの海外事務所を活用した商流構築や販売支援の強化委託事業」（受託者：JETRO）